

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

高島市準備委員会第1回常任委員会



(書 面 開 催)



目次

○議事

第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市開催推進総合計画案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市準備委員会専門委員会規程案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5

○参考資料

参考資料1

高島市準備委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8

参考資料2

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市準備委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9

参考資料3

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13

参考資料4

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市準備委員会総会から常任委員会への委任事項・・・・・・・・・・・・ | 14

参考資料5

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市準備委員会常任委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市開催推進総合計画案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、高島市民総参加により、本市の歴史や文化、恵まれた自然などの地域資源を全国に発信するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、高島市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

I 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツで高島を元気にする大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史や文化、自然など高島の多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民協働

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、積極的に参加する気運を高めることで、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていく。

(5) 観光・接件

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用または借用するなど効率的に整備をする。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本に、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めるとともに、両大会開催後の市民等の施設利用を視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿泊の確保を図るなど、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる方々の健康の確保を行い、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関と緊密に連携し、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送、交通

交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、輸送、交通体制の確立を図る。

(12) 警備、消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察、消防その他関係機関と緊密に連携し、警備、消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

なお、年次計画は進行管理を行い、適宜見直しをする。

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 開催・会期決定		国スポリハーサル大会 開催 中央競技団体 最終視察	障スポリハーサル大会 開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会設立総会・ 第1回総会開催 常任委員会開催	第1回実行委員会総会 開催(改組) 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催 庁内推進本部設置	実施本部設置		
総務企画関係	総務企画	開催準備総合計画 進行管理	識別用品整備要項 遺失物・拾得物 取扱要項 保険加入要項 大会運営ガイドライン	リハーサル大会 識別用品整備 リハーサル大会 遺失物・拾得物取扱 リハーサル大会 保険加入 リハーサル大会 実施本部マニュアル	本大会識別用品整備 本大会 遺失物・拾得物取扱 本大会保険加入 本大会 実施本部マニュアル
	財務		協賛取扱要項 協賛の推進		
	広報	広報基本計画 広報啓発活動推進	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針	大会報告書作成
	市民協働	市民協働基本計画	市民協働推進 ボランティア募集要項 リハーサル大会 ボランティア業務計画 炬火イベント実施計画	本大会ボランティア 業務計画 ボランティア募集・研修 リハーサル大会 ボランティア配置 炬火イベント実施要項	本大会ボランティア配置 炬火イベント実施
	観光接伴	観光接伴基本計画	観光接伴実施要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置要項 歓迎装飾実施要項	ガイドブック等 作成・配布 リハーサル大会 案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置 リハーサル大会歓迎装飾	本大会 案内所・休憩所設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催 総会(解散総会)開催

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)

年度	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
競技式典関係	競技	競技運営基本計画	競技別実施計画	競技別実施要項	競技別プログラム作成
			競技日程・組合せ表		組合せ抽選会
			競技用具整備計画・整備	競技用具整備	
競技役員等編成案			競技役員等編成	競技役員等委嘱	
競技会係員・補助員編成計画			競技会係員・補助員編成・養成	競技会係員・補助員委嘱	
リハーサル大会実施要項			国スポリハーサル大会開催		
デモンストレーションスポーツ実施要項検討	デモンストレーションスポーツ実施要項	デモンストレーションスポーツ開催			
式典	式典基本計画			式典実施要項	各競技会 開始式・表彰式実施
施設		施設整備基本計画	リハーサル大会会場運営仕様書作成	リハーサル大会会場運営 本大会会場運営仕様書作成	本大会会場運営
宿泊衛生関係	宿泊	宿泊基本計画	リハーサル大会宿泊実施要項	本大会宿泊実施要項	本大会宿泊本部設置
			弁当調達要項	リハーサル大会弁当調達実施	本大会弁当調達実施
医事衛生	医事衛生	医事衛生基本計画	医療救護要項・要領	本大会救護所設置計画	本大会救護所設置
			リハーサル大会救護所設置計画	リハーサル大会救護所設置	
			感染症(防疫)対策要項・要領		本大会医療衛生本部設置
			食品衛生対策要項・要領		
			環境衛生対策要項・要領		
輸送交通関係	輸送交通	輸送交通基本計画	輸送交通実施要項	本大会輸送計画	本大会輸送本部設置
			リハーサル大会輸送計画	リハーサル大会輸送実施	
警備消防	警備消防	警備消防防災基本計画	警備消防防災実施要項	本大会警備消防防災計画	本大会警備消防本部設置
			リハーサル大会警備消防防災計画	リハーサル大会警備消防本部設置	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催 総会(解散総会)開催

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会専門委員会規程案

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会会則(令和3年11月11日施行)第13条第4項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびに第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員のうちから第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、会議に出席したものとみなす。

3 会議の議事は、出席専門委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について、調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

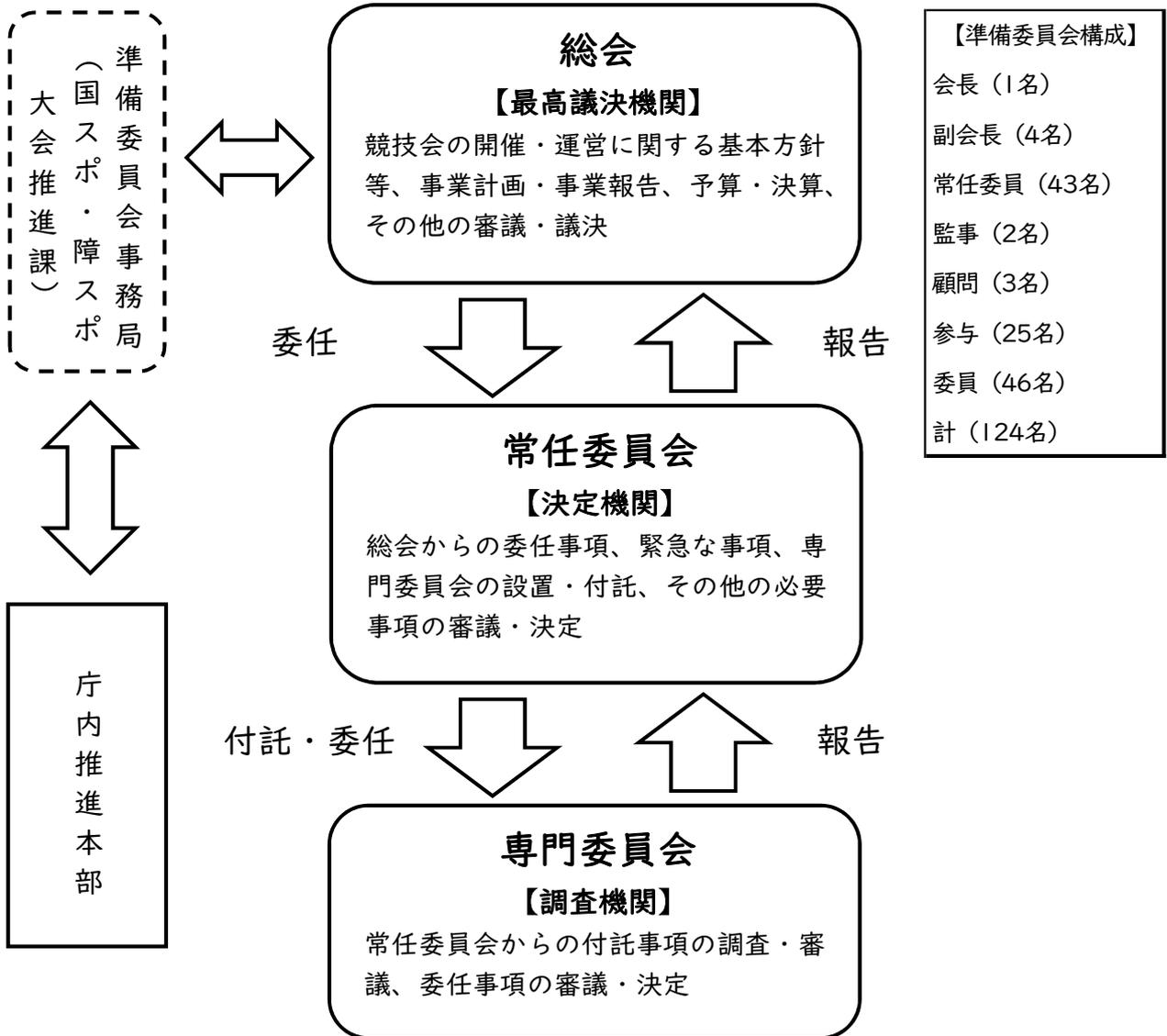
付 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光および接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事および衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

高島市準備委員会組織図



【専門委員会 (案)】 ※名称等については必要に応じて変更する

- 総務企画 (総合計画、財務、広報、市民協働、観光・接伴 等)
- 競技式典 (競技、式典、施設 等)
- 宿泊衛生 (宿泊、医事・衛生 等)
- 輸送交通 (輸送、交通、警備、消防 等)

●常任委員会議決案件 (専門委員会付託事項)

※柱となる基本計画等については、常任委員会からの付託事項として、専門委員会で審議承認を行い、常任委員会で審議決定となる。

●常任委員会報告案件 (専門委員会委任事項)

※基本計画に基づき具体化した要項、要領等については、常任委員会からの委任事項として、専門委員会で審議決定を行い、常任委員会及び総会で報告することとなる。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高島市を代表する者
- (2) 高島市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、高島市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が定めた副会長が準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 準備委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定および改廃に関する事。
 - (3) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (4) 予算および決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。
 - 7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
 - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
 - 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、高島市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年11月11日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市開催基本方針

1 基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、全国から訪れる多くの人との交流や、本市の歴史や文化、恵まれた自然などの地域資源を全国に発信する絶好の機会として、年齢、性別、障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、競技力の向上はもとより、市民のスポーツへの関心を高め、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、大会開催に向けて市民が一体となって取り組むことで、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「水と緑 人のいきかう 高島市」の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで高島を元気にする大会

市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的に参画するきっかけとし、また、生涯にわたり心身とも健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につながる大会を目指します。

(2) 市民総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図り、市民総参加のもと、夢と感動をもたらす大会の開催に向け、市民・関係団体・行政の連携や協働を図りながら、大会の成功を目指します。

(3) 高島の魅力を発信する大会

歴史・文化・自然など様々な高島の魅力を積極的に活用し、本市を訪れる人を温かくお迎えするとともに、「たかしまのたからもの」を全国に発信し、地域振興に結び付く大会を目指します。

(4) 高島の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ、高島らしい魅力あふれる大会を目指します。

(5) すべての人がともに支え合う高島を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや、障がいのある人もない人もみんなですスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障がいへの理解を深め、ともに支え合う社会を築くことができる大会を目指します。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の企画および運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働および観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典および施設に関すること
- 4 宿泊および医事・衛生に関すること
- 5 輸送、交通、警備および消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

参考資料 5

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
高島市準備委員会常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

委員長：1名

所属機関・団体	役職	氏名
高島市	市長	福井 正明

副委員長：4名

所属機関・団体	役職	氏名
高島市議会	議長	廣本 昌久
一般社団法人高島市スポーツ協会	会長	伊藤 隆樹
高島市	副市長	中川 義人
高島市教育委員会	教育長	上原 重治

常任委員：43名

所属機関・団体	役職	氏名
高島市議会	副議長	河越 安実治
高島市議会総務常任委員会	委員長	福井 節子
高島市議会文教福祉常任委員会	委員長	是永 宙
高島市議会産業建設常任委員会	委員長	高木 広和
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	井花 春美
一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	横木 勝
滋賀県ウエイトリフティング協会	会長	清水 鉄次
滋賀県ソフトボール協会	会長	出原 逸三
滋賀県銃剣道連盟	会長	小林 久真
一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	代表理事	青山 吉伸
高島市スポーツ推進委員会	会長	武田 基裕
滋賀県小学校体育連盟高島支部	支部長	前川 朋弘
滋賀県中学校体育連盟高島支部	支部長	斉藤 隆史
滋賀県高等学校体育連盟ウエイトリフティング部	部長	嬉野 公人
滋賀県高等学校体育連盟ソフトボール部	部長	小島 秀樹
高島市小学校長会	会長	峯森 吉晴
高島市中学校長会	会長	内藤 孝
滋賀県立安曇川高等学校	校長	嬉野 公人
高島市商工会	会長	福田 久司
高島経済会	代表幹事	川島 達郎
高島市医師会	会長	前田 昌彦
社会福祉法人高島市社会福祉協議会	会長	古川 進
公益社団法人びわ湖高島観光協会	会長	前川 為夫

所属機関・団体	役職	氏名
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合高島支部	支部長	青谷 章
西日本旅客鉄道(株)近江今津駅	駅長	入江 定勝
一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎
公益社団法人高島青年会議所	理事長	西川 将平
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）	所長	川上 寿一
滋賀県高島土木事務所	所長	藤本 義輝
滋賀県警察本部高島警察署	署長	山口 剛
高島市政策部	部長	西川 彰
高島市総務部	部長	藤原 秀夫
高島市市民生活部	部長	北村 英明
高島市環境部	部長	中島 勲
高島市健康福祉部	部長	西村 陽子
高島市子ども未来部	部長	清水 真理子
高島市農林水産部	部長	長谷川 善一
高島市商工観光部	部長	小島 猛
高島市都市整備部	部長	柳生 徹
高島市消防本部	消防長	中尾 正行
高島市議会事務局	局長	曾根 孝司
高島市民病院事務部	部長	長瀬 正弘
高島市教育委員会事務局教育指導部	部長	川島 浩之

委員長	1名
副委員長	4名
常任委員	43名
計	48名

※令和3年11月11日開催の設立総会時点での名簿となっております。